

「蔵春閣」貸館使用に関する予約方法

【仮予約申請から使用料納付までの流れ】

◆予約可能期間

- ・使用を希望する月の12か月前の初日から2か月前の月の末日まで。

◆仮予約申請

- ・上記期間内に電話にて受け付けますが、使用に関する注意事項をよくご確認のうえ、仮予約申請してください。
- ・電話にて使用目的などをお聞きしたうえで使用の可否を判断し、その結果を電話でご連絡します。

◆仮予約申請の受付

- ・使用可能と判断した場合は、仮予約申請を受け付けます。使用目的によっては、貸館できない場合があります。

◆本予約申請

- ・仮予約申請を受け付けた後に、本予約申請に移行します。
- ・使用する日の2か月前までに、「蔵春閣使用許可申請書」を直接または郵送で蔵春閣に提出してください。
- ・許可申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、蔵春閣にも設置しています。
- ・申請内容を精査し、後日、使用許可書を郵送します。

◆使用料の納付

- ・許可申請書の提出時または当日の使用する前までに蔵春閣にて納付してください。
- ・申請者の都合で使用を取り消した場合の使用料については、次のとおり取り扱います。
 - ※使用日の10日前までに「蔵春閣使用変更・取消申請書」を提出し、承認を受けた場合は、使用料の3割を納付。
 - ※使用日の9日前から当日までに「蔵春閣使用変更・取消申請書」を提出し、承認を受けた場合は、使用料の10割を納付。
- ・申請者の都合で使用時間や使用する部屋を変更する場合の使用料の還付は、次のとおり取り扱います。
 - ※使用日の10日前までに「蔵春閣使用変更・取消申請書」を提出し、承認を受けた場合は、還付されるべき使用料の7割を還付。
 - ※使用日の9日前から当日までに「蔵春閣使用変更・取消申請書」を提出し、承認を受けた場合は、使用料は還付しない。